

平成23年6月7日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時1分開議)

(出席議員 16名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太郎
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳造
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸計
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝		
副	町	長	山	王竹夫		
教	育	長	穴	田實		
総	務	課	長	寺尾隆之		
富	来	支	所	長	平野敏一	
企	画	財	政	課	長	新田辰巳
情	報	推	進	課	長	飯田幸雄
税	務	課	長	土	田善博	

住 民 課 長	谷 場 可 一
子育て支援課長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	吉 村 收 市
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課参事	酢 谷 豊 一
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	堤 谷 一 博
教 育 次 長	福 本 英 夫
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	坂 本 英 人
書 記	西 清 孝

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 報告第1号ないし第12号及び議案第47号ないし第51号並びに町政一般(質疑、質問)

日 程 第 2 町長提出 報告第1号ないし第12号及び議案第47号ないし第51号(委員会付託)

(開 議)

櫻井 俊一議長 ただ今から本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 町長提出 報告第1号ないし第12号及び議案第47号ないし

第51号並びに町政一般(質疑、質問)

櫻井 俊一議長 日程第1、続いて、町長から提出のありました、報告第1号ないし第

12号及び議案第47号ないし第51号に対する質疑、並びに町政一般に対する質問を許します。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

議事進行上の都合によって、本日の質疑及び一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって執行部の答弁も含め、概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

7番 下池 外巳造 君。

下池 外巳造議員 はい、議長。

おはようございます。それでは一般質問に入りたいと思います。

平成23年第2回定例会において、一般質問をさせていただく7番議員の下池です。

町民の皆様には、先の志賀町議会議員選挙におきまして、多数のご支援をいただき、こうして再び壇上に立たせていただき、ありがとうございます。新しい新人議員も多数議会に入り、私も今では中堅議員となり、益々町民の皆様の期待に沿うよう頑張る所存です。

さて最近、我が日本国は、貧乏神又は死神に取り付かれているかのように、景気の低迷、また3.11の東日本大震災と毎日暗いニュースばかりで、明るいニュースは無くなったかのように、「がんばれ日本」の言葉だけが少しの心の支えでしょうか。

地震の余震は、毎日、東北・関東地域にありますし、福島第一原子力発電所は、未だに収束は見えず、今後の経過も全く予想もはっきりせず、避難された地区の住民の方々は、いつ、帰れるのか分からない状態です。

当志賀町も、このような事態にならないよう、また、万が一、何かしらの災害になったときの対応を作っておかなければなりません。

そこで、志賀町の防災危機管理について質問させていただきます。

去る3月の全員協議会の時だったと思いますが、3.11東日本大震災を受けての北陸電力の津波対策の説明後、私は町に対し、町の海拔及び津波被害のハザードマップの作成と新たな避難場所等の変更をお願いしたはずですが、未だに志賀町のホームページには、掲載されていないようです。

が、なぜなのでしょう。

隣の羽咋市は、いち早く津波に対する被害地区やそれに対する対策等を、すぐに作成した旨、新聞に載っておりました。

また、6月3日の新聞には、10月1日に予定する同市総合防災訓練では、原子力事故を想定した住民避難訓練を初めて行うことも決めたと載っておりました。当志賀町の対応はなぜ遅いのでしょうか。

石川県では、県の危機管理監室危機対策課、危機対策危機管理グループの中でアドバイザーとして、現関西学院大学総合政策学部教授、日本災害復興学会会長の室崎 益輝氏、県内からは、末吉 清氏、加代 正氏、中道 雄太郎氏、森 勇、東 良勝、明正 晋一、以上6名が危機対策の偉人と任命され、今後の各種の防災組織の設立に関する助言及び支援を求めるということが掲載されています。

志賀町も4年前の能登半島地震の被害状況は把握しているはず。それに即して、より細やかな危機管理を考えるべきであり、先の東日本大震災の対応、対策の現時点の検索のもと、いろいろの機関を利用してハザードマップを作成していただきたいと思います。

地震対策については、愛知県の「第2次地震対策アクションプラン」が素晴らしい内容であると思っております。

平成19年2月に発行、平成21年3月修正、また昨年平成22年3月また修正として、57ページにもなる防災の施策体系でございます。見た方もおいでるかと思っておりますけれども、これだけの量になります。

また、県内の市町の中でも、大変参考になる自治市町があります。特に珠洲市、輪島市においては、素晴らしい防災に関する情報を掲載しております。

珠洲市のものを見ますと、珠洲市の「珠洲市防災Web」は、「災害に備えて」というものを掲載され、「これらを情報として役立てて下さい」とありました。珠洲市は2005年3月25日に防災に関する情報を掲載するページの新設として出し、2007年3月23日には国民保護計画を掲載。そして、2009年10月7日、また昨年の3月26日には、過去の災害についてのリンクを移動し、6月3日の新聞には、津波浸水予

想ハザードマップの見直しをし、避難場所の変更、自主防災組織の備蓄倉庫設置場所のより高台への移設等、避難所への経路に誘導灯や照明などを整備する必要性を指摘し、津波警報と大津波警報のサイレンの周知などが新聞紙上に載っております。

今現在のホームページに掲載されている項目は、珠洲市の防災「もしも地震が起きたら」「もしも風水害が起きたら」「石川みち情報ネット」これは道路の通行止め、また通行制限を石川県内を含めて表してあります。防災関係マップ、津波浸水予想図、危険箇所、消防・防災施設等の位置図、そして「珠洲市地域防災計画」「珠洲市国民保護計画」。

そして、最も重要な「避難場所の一覧」と、こと細やかに作成されております。指定場所は25箇所、津波襲来時緊急一時避難場所は60箇所が掲載されております。珠洲市を参考に当志賀町も早急に作成すべきものと思われまます。

また、当志賀町は、原発の立地町でもあり、以下の想定のもと考えていただきたいと思ひます。

先般、「全国正副議長研修会」に参加の折、2日目の講師でありました特定非営利活動法人 国際変動研究所理事のマスコミで有名な軍事アナリスト小川 和久氏の講演に、東日本大震災のお話の中に、このような話がありましたので、少しお話させていただきたいと思ひます。

3. 11の震災後、米国は震災の支援として、沖縄の海兵隊及び横須賀の太平洋艦隊の空母ジョージ・ワシントンを被災地に向かわせ、海兵隊は仙台空港の瓦礫の排除をし、一日で仙台空港を使えるようにしました。また、空母は福島第一原発の災害を海上から支援するためと横須賀港から出港しました。

しかしながら、空母は直接、福島県には向かわず、日本海に出たと報道があり、新聞の記事の中には、本当に救援に向かったのかと非難した報道もあったと聞きました。

実は、この空母は艦載機85機、排水量104,178トン、全長333メートル、全幅76.8メートルの大変大きな空母で、兵員3,200名、空兵2,480名を要した艦であるとのことす。

日本海に向かった訳は、この日本の大震災の、そして、福島第一原発の大惨事の中、敵対国からのミサイル攻撃、又は何かしらテロ攻撃に備えて、又はそのような行動を起こさせないための威嚇のため、日本海への出動であるというお話でした。

志賀町赤住志賀原子力発電所沖の海上には、常時、海上保安庁の船舶が監視しているとおりです。志賀町防災危機管理の中には、北朝鮮からの原子力発電所にミサイル攻撃、テロ攻撃などを想定した危機管理も盛り込んでいただきたいと思います。

大変長くなりましたが、一日も早く県下随一の防災危機管理ハザードマップを作成してください。

また、災害の避難訓練も行わなければ、ハザードマップを作った意味がありません。避難訓練は実際にやってみて、検証しなければ効果もなく、問題点も不明確であり、何度もやってみなくてはならないものです。

能登町では、津波を想定した避難訓練を、さる5月31日に小木中、初の避難訓練として同校周辺にて行われたとありました。

このように、県下でも実際の訓練を行った自治体があるのですから、当町も保育園児をはじめ、小・中の児童が避難訓練をすべきですし、また、妊婦さん、障害のある方々等も含めた訓練は、早急にしなければならないと思われまます。

原発事故等の避難訓練には、志賀原発半径20km以上の地域までの避難訓練等を盛り込んですべきと考えます。これは、志賀町民がすべて町外に移動するということですが、必ず実施していただき、検証すべきと思いますし、そのときの避難場所に当たる市や町の受け入れの確保も事前にしていかなければなりません。

以上、重ねて要望しますが、風水害、地震、津波、原子力発電所の事故等のそれぞれの災害に対して、珠洲市のような避難箇所を表したハザードマップの早期の作成を、そして、町のホームページに一日も早く掲載してください。このことは必ず、早急に実行していただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長。

皆さん、お早うございます。本日は高浜11区のそくさい会の皆さんが傍聴に来ておいでます。町政に関心を持つということは、大変素晴らしいことであり、良いことだと思っております。皆様方にはこれからも機会があるごとに傍聴に来ていただきたいと思ひますし、私も皆様方のため、そして町政発展のために、これからも全力投球で頑張っていきたいと思っております。

さて、それでは下池議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、ご指摘の東日本大震災後の対応が遅いということでございますが、町といたしましては、4月下旬にはすでにある「津波浸水想定区域図」を関係地区に配布しており、さらに、町民の皆さんに5月の広報で周知し、県のホームページでもご覧いただける旨を掲載いたしました。

また、津波ハザードマップの作成につきましては、より充実したものを作成するために資料を取り寄せて準備を行っておる段階であります。この津波ハザードマップが完成次第、町のホームページに掲載をしていきたいと予定しております。

なお、羽咋市の対応につきましては、東日本大震災前の平成22年度当初からの事業として取り組んでいて、職員用防災ハンドブックとして作成したものを、等高線をいれて、今回、公表したものと聞いております。

次に、津波ハザードマップの作成にあたっては、下池議員のおっしゃるとおり、東日本大震災を受けての、国・県等の対応を参考にしたいと考えておりますが、特に、海拔や現在の施設等が解りやすく、どこに避難箇所があるか等、住民の皆さんが、非常時にすぐに行動できるものを作成して行きたいと思っております。

なお、今回の補正で津波ハザードマップの製作費用を計上し、全戸配布を予定しております。

次に、愛知県や珠洲市の取組みを参考にしてはとの、ご指摘でございますが、現在当町では、役場階に防災特設コーナーを設置し、ケーブルテレビで津波対策ビデオや防災教育ビデオの放映を行っております。

なお、地震・津波対策等につきましては、国の新たな指針を踏まえまし

て、地域防災計画等の見直しを行い、その見直しにあたっては、県・近隣市町を参考に策定し、情報を公開して行きたいと考えております。

続きまして、志賀町の防災危機管理に北朝鮮からの原子力発電所に対するミサイル攻撃、テロ攻撃などを想定したものを盛り込めとのご指摘でございますが、原子力発電所へのミサイルなどの兵器による攻撃については、国防に関するところであり、そのような事態とならないよう国に外交的・政治的な努力を望むものであります。

また、原子力発電所へのテロ対策については、米国ニューヨーク同時多発テロ以降、警備が強化されております。海上警備につきましては、第9管区海上保安部が巡視艇を派遣して警備を実施しており、発電所敷地内及び周辺の警備については、石川県警が24時間体制で行っております。

さらに、国に対しては、原子力発電所への警備や治安当局と事業者が連携をした防護対策の一層の強化を望むところでもあります。

また、このようなテロ攻撃等につきましては、国民保護計画の中で規定し計画されておりますので、町の防災計画とは別ものと考えております。

続きまして、防災訓練実施とその範囲についてのご指摘ですが、今後福島原発事故に基づき、国から新たな防災指針が示されるものと思われれます。

地震にあたっては、町単独では出来ないことから、国・県及び近隣自治体とも連携を図りながら、住民の安全を第一に考えた防災訓練を行っていききたいと考えております。

なお、これまでの訓練は訓練のための訓練といったような印象を受けるようなものであったと思われれますので、今後はあらゆる事象に即した実効性と現実味のある訓練が実施されなければならないと考えています。

以上で下池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 7番 下池 外巳造 君。

下池 外巳造議員 はい、議長。

再質問をさせていただきます。

避難訓練の実施ということを要望したわけでございますが、具体的に何月のいつ頃に早期に、どのような訓練を想定しているのか町長さんのご意

見をお聞きしたいと思います。お願い致します。

櫻井 俊一議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長

下池議員の再質問にお答えいたします。

実施の時期についてであります。町単独では出来ないことから、国・県及び近隣自治体と連携を図りながら、住民の安全を第一に考えた防災訓練を考えておりますが、時期については今ほど言いましたように近隣自治体とも相談をしなければいけないので、この場ではいつとは言えませんので了解のほどよろしくお願い致します。

櫻井 俊一議長 13番 林 一夫君。

林 一夫議員 はい、議長。

去る4月24日に執行されました志賀町議会議員選挙において当選し、議員としての役職を得た私どもにとりましては、今後、4年間の議員活動のスタートともなる、平成23年度の6月定例会であります。

それぞれが選挙中に掲げた町民への訴え・約束を実現すべく、鋭意努力を重ねなければならないものと思っております。

さて、私が今定例会で質問いたしたいのは、以下の4点であります。

まず、第1点目は、現在運転を停止中の志賀原子力発電所の状況について、町長はどのように考えているかという点であります。

東京電力福島原発では、3月11日に発生をいたしました東日本大震災により被災し、原子力災害としては、かつてない規模での大きな事故となっております。

この原発事故は、発生以来、連日トップニュースで報じられており、未だに収束の見通しもたっておらず、その被害・影響も多方面にわたり広がっております。

新たな人的な被災や被害、経済活動における影響や被害も全国的に広がっており、今後の日本社会に大きな心配を残しております。

一刻も早い事故の収束・沈静化を願っているところであります。同時にこの事故に関わる情報の開示と解析も待たれるところでもあります。

今回の事故を踏まえた中で、ドイツでは再度、エネルギー政策の見直し

で、脱原発の方向へと転換し、スイスや他の国においても原子力政策の転換を表明する等、国際的にも大きな影響が広がっております。

我が国でも将来的な方向性が明確になっておりませんが、今後、それぞれの視点から安全性やエネルギー確保について、国民的な議論が盛んになることと思います。

一方で喫緊の課題として、私どもの日常や経済活動における今年の夏場の電力需給に関する心配も大きくなってきております。

全国に渡る電力不足による日常生活への影響、経済活動における支障、その他、医療施設や公共交通体系に関わる安全性や利便性の確保への不安など、社会活動全体にわたる影響も懸念されるところであります。早急な国を挙げての対応が求められていると思います。

現在、日本全体の電力需要の3割近くが原子力で賄われており、今の時点でも、国内の他の地域での原子力発電所では運転中のものも19基ほどあると聞いておりますが、これらの今後の定期検査による運転停止とその後の対応に関しても注目されているところでもあります。

また、報道によれば、北陸電力管内でも今年の夏場には、原子力を運転しない場合には、綱渡り的な日々が想定されるとのことであります。経済界をはじめ、いろんな方面から安全性への懸念と同時に、安定した電力供給体制への不安も広がっております。

電力事業者には安全運転により、安定した電力を地域に供給すべき社会的責務も課せられており、北陸電力でも福島での状況に鑑み、志賀原子力発電所に関わる当面2年の間で実施予定の安全性の確保に向けた対策を発表すると同時に、町内住民への説明会を16会場で実施したところでもあります。

いろいろと、未確認・不確定の要素の多い中、運転再開に向けての住民理解・合意には、大きな困難も予想されているところかと思っております。

決して、安全性を軽んじての運転の再開を求めるものではありませんが、原発立地町の町長として、運転再開をどう考えているか。また、国や石川県、周辺自治体との連携をどのように行おうとするのかをお聞かせいただきたいと思っております。

第2点目といたしまして、今年の夏の節電対策に志賀町でも全町あげて取り組むべきであろうと思いますが、具体的な取り組みを予定しているかどうかをお尋ねいたします。

昭和42年に志賀原子力発電所の建設計画が緒に就いてから、やがて、半世紀になろうとしております。今日まで、幾多の苦悩や困難を重ねながら、志賀町と北陸電力は共存共栄の関係の維持に努めてきたと思います。

国の政策とも相まって、原子力発電所の建設だけにとどまらず、能登中核工業団地への企業誘致等、現在の志賀町づくりにも財政面やその他の地域振興に大きく貢献をしてきていると思います。

同時に志賀町に対する国や県からの交付金や支出金、また、事業者としての北陸電力が納付する固定資産税、法人税にも大きなものがあります。

今、この北陸電力が直接的な事故による影響ではないにせよ、当面の電力供給面や安全性確保の点で大きな困難に直面をいたしております。

私ども町民は一国民としての立場からも、安全な原子力発電所の運転の確保と同時に、今後の電力需給の安定性に今こそ、誠意をもつて協力しなければならぬものと思っております。

県内の他の地域の電力受電事業者においては、率先して「夏場の休日操業」、「生産体制の前倒し」等による電力消費量の削減や平均化に取り組もうとする動きも見られます。今後、全国規模で多方面において節電や電力使用の平均化に関する取り組みがなされていくものと思います。

志賀町としても、今年の夏の地域の安定電力確保に向けて、いろんな知恵を絞って、行政全般に渡るハード面・ソフト面を問わない節電対策を実施すべきであろうと考えます。

テレビ等の報道においても民間レベルでの節電対策が知られておりますが、国や県とも連携をしながら、行政の立場でも町民全体に対して、電力の安定供給に繋がる節電対策の啓蒙も行っていくべきであろうと考えます。

原子力発電や風力発電、太陽光発電にも取り組んでいる「エネルギーの町」としての志賀町のイメージを石川県内はもとより、全国に向けて、発信する機会でもあろうかと思えます。

北陸地方の社会活動全般にも影響する当面の安定電力確保に向けた志賀

町の取り組みの姿勢こそが、安全な原子力発電所との共存共栄を目指す我が町にとっても重要なことと考えます。町長の考えをお示しいただきたいと思います。

第3点目といたしまして、志賀町ケーブルテレビの利活用についてお尋ねをいたします。

志賀町では、平成17年9月の旧志賀町・富来町の合併に際し、情報化時代に対応した地域づくりのため、全町を網羅したケーブルテレビ事業計画に着手いたしました。

約3年間の期間を要し、合併特例債事業として、総事業費33億円余りを投じて、平成20年秋に全町的にサービスが提供される体制となりました。テレビ放送受信や高速でのインターネット通信が可能となり、町民生活の向上に大きく貢献しております。

現在のケーブルテレビによるサービスとしては、今ほど申しました「テレビ放送の配信」、「ブロードバンド環境の整備」、「防災情報の発信」、「自主番組や町内各種情報の発信」等、多くのものがあります。

更に、これらに加えて、町民ニーズに応えてのサービスの拡大・充実にも努めていただきたいと思います。

例えば、町内でもラジオ放送の愛好者も多いかと思いますが、場所によっては、クリアな受信がし難い地区もあろうかと思えます。

これらの解消のために、限られた数局のラジオ電波で構わないのですが、提供サービスすることはできないのでしょうか。

また、現在、民間事業者が行っている一般に有線放送と言われている番組の低料金での町民への提供はできないのでしょうか。

町内には、音楽番組の愛好者も多いと思えますし、事業所等では就業者やお客様に対する軽音楽等の提供を行いたいが、諸般の理由で実施できないところもあろうかと思えます。

このような番組を提供サービスする民間業者が対象外としている地区での番組提供を求めるニーズもあろうかと思えます。これらの提供の可能性の調査を行い、導入についての前向きな検討をいただきたいと思います。

違った視点から、もう一点、提案をいたします。

行政に関わる配布物も各地区の自治組織を通じて、数多く、頻繁に配布されております。ペーパーレス社会が目指されている今日、区の組織を通して配布される行政を始めとするいろんな機関からの印刷物配布も少なくしなければならないと思います。

内容によっては、あえて印刷物でなくても伝達できる情報もあろうかと思えます。それらを志賀チャンネルで掲示すれば、スピード感をもって、簡便に情報が伝達できることとなります。

行政の立場から、関係する機関、各種団体とも連絡を取り合って、エコ社会の推進に向けての取り組みも行っても良いのではないかと考えます。これらに関しての考えをお尋ねいたします。

第4点目といたしまして、能登中核工業団地における美観的な環境管理について質問をいたします。

去る6月3日、能登中核工業団地に新たに進出します、株式会社NTN能登製作所の工場起工式が盛大に行われました。

志賀町にとっても待望の大型の企業誘致であり、雇用面をはじめとしての地域の活性化にとって、大変、喜ばしいことであり、心より歓迎をいたしたいと思います。能登中核工業団地は現在、約30社、800名ほどの就業者を受け入れている県内でも有数の工業団地であります。

冬を終えて、春から初夏に向かっては、冬場の木々の落ち葉や折れ落ちた枝、そして、勢いを増した草木、雑草類、放置をしたままにしておけば、大変見苦しい状態になってしまいます。

個々の企業においては、それぞれに自己管理にて、ゴミの除去、草刈り除草、更には植栽にも注意を払って、美観維持に努めておられるところが多いかと思えます。しかし、公共的な部分、道路や歩道に関しては、現状、決して良好な状態とは言えません。

志賀町にとっては、あらゆる面で大変、大切な就業地であり、地域活性化にとって、かけがえのない工業団地であります。新たな企業の誘致、また新規の就業者の確保においても、美観的な環境整備も大切なことと思えます。

今のままの状態では放置しておくわけにはまいりません。早急な道路や歩

道の管理を求めたいと思います。

また、一部の操業を休止中の企業もありますが、これらについても、何らかの方法をもって、美観的な面での管理を行うよう求めたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長。

林議員のご質問にお答えをいたします。

まず、東京電力福島原発では、3月11日に発生をいたしました東日本大震災により、原子力災害としては、かつてない規模での大きな事故となっておりますが、同じ原発立地町として非常に憂慮しているところでもあり、一日も早い収束を願うものであります。

停止中の志賀原子力発電所につきましては、本定例会・提案理由説明で申し上げましたとおり、地震はもとより、津波やその他の防護について万全の対策を求め、住民に不安を抱かせることのない説得力のある安全対策を講じるよう、強く申し入れたところであります。

なお、再起動については、こうした対策の実効性及び住民の理解と信頼関係が必要不可欠と考えておりますし、今後は、福島原発の状況も見ながら、石川県とも歩調を合わせて対応して行きたいと考えております。

次に、節電対策についてのご質問であります。東日本大震災による電力供給の大幅な減少に伴い、国では「夏期の電力需給対策」を取りまとめ、官民が一体となった節電への取り組みを呼びかけております。

当町では、平成22年3月に、「志賀町地球温暖化対策実行計画」を策定し、役場庁舎、学校、保育園、各出先機関、さらには公用車も含め、省エネに努めております。

具体的には、照明器具のLEDへの交換と蛍光灯の間引き、昼休みの一斉消灯、室内温度の点検及び調整などを実施するとともに、車両台数の削減、ハイブリッドカーの積極的な導入を図り、節電及びエネルギー全体の使用削減に取り組んでいるところであります。

また、町内の企業の中には、生産体制の前倒しやピーク電力の抑制を図るため、電力に余裕のある休日に操業を予定している企業もあると伺って

おります。

なお、節電対策には、住民の皆さんの理解と協力が必要不可欠でありますので、町広報やケーブルテレビを通じて、節電の必要性や事業所・家庭での取り組みなど、積極的な啓発活動を実施し、住民全体への浸透を図っていきたいと考えております。

節電対策については、この夏に止まらず、我が国のエネルギーの安定的な供給確保と環境負荷の低減に配慮した省エネルギー対策として、中長期的に取り組むべきものであり、今後の国の方策や住民のライフスタイルの変革にも注視しながら、町として最大限の対応をしていきたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ事業のサービスメニューの拡充についてであります。町民への迅速な情報提供の一角をなしております志賀町ケーブルテレビネットワークにつきましては、現在総加入件数8,000件を超え、来るデジタル化への対応と、難視聴地域の解消を既に終えております。

自主番組放送やデータ放送により、適時に的確な住民情報の提供、あんしんネットによる家族間との連絡システムの導入、そして防災行政無線では全国瞬時警報システム「ジェイ・アラート」を導入し、機能の拡充を進めております。

また、1,800件の加入を超えたインターネットにつきましても、光高速ネットワークにてグローバルな情報を、瞬時に発信、収集が可能となっておりますが、今後とも、ケーブルテレビに対する町民の声につきましては、アンケート等を実施し、ご意見や要望に応じていきたいと考えております。

ご指摘の、ラジオ放送の難聴地域への電波提供につきましては、現在のケーブルテレビ受信用同軸ケーブルにて、NHK-FM、エフエム石川、ラジオかなざわの3局が送信されており、アダプターの接続により、受信可能となっております。

また、民間会社の運営する、音楽を主とした有線放送の提供につきましては、費用対効果の面から困難であると考えております。

また、配布物の軽減化の御質問ですが、町が町民に発信する情報につき

ましては、広報しか、ケーブルテレビ、志賀町ホームページ、各課からのチラシ等、確かに重複する情報もありますが、情報を受け取る側も多様化しており、細かく情報の浸透を図っているのが現状であります。

しかしながら、林議員がご提案のとおりエコ社会を推進する上で、ペーパーレス化を図っていくことは非常に重要でありますので、関係機関や団体と協議しながら、エコ社会に向けた取り組みを図っていきたいと思います。

続きまして、能登中核工業団地内の道路、遊休地の美化管理の充実に関するご質問であります。

ご指摘のとおり、能登中核工業団地内の環境美化を図ることは、工業団地のイメージアップにつながり、更に企業誘致を進める上で重要なセールスポイントであります。

能登中核工業団地内の道路は道路管理者が除草等を行っています。毎年、草などの一番伸びた時期と秋頃の2回除草を行い、必要に応じて適宜除草を行っています。なお、本年度は街路樹であるケヤキ等の枝も切る予定であります。

道路を除く土地の管理であります。その他緑地等は町が管理しており、除草作業及び倒木の除去等を適宜実施し、環境保全に努めております。

一方、未分譲地の管理については、土地の所有者である中小企業基盤整備機構北陸支部が毎年宅盤の除草を実施し、環境保全に努めており、閉鎖工場につきましては、所有する各企業がそれぞれ建屋及び敷地の維持管理を定期的に行い、管財人等が維持管理する物件については、町で状況を確認し、管理の徹底を要請し、実施しているのが現状であります。

また、財政的に大変厳しい中ではありますが、一昨年からは国の緊急雇用交付金を活用し、区域を区分して緑地の環境保全作業を実施しているところでもあります。

今後も、目視できる範囲だけでも計画的かつ効率的に環境保全を継続し、団地のイメージダウンや企業誘致活動に支障にならないよう、状況を確認しながら関係機関と協力し、環境保全に努めて参ります。

以上で、林議員のご質問に対する答弁と致します。

林 一夫議員 議長。

櫻井 俊一議長 13番 林 一夫 君。

林 一夫議員 はい、議長。

今ほどの答弁の中から、何点か更にお聞きしたいと思います。

第一点目の志賀原子力発電所のことについてでありますけれども、新聞等を見ているとですね、石川県も周辺の県等に比べれば、いろんな対応がちよっと遅れてると、国の対応待ちというような形でですね、なかなか具体的な話に繋がって行ってないというふうに思うんですけども、志賀町もですね、原子力発電所の立地町でありますので、立地町の町長として最低限こういう条件はクリアしてもらいたいというようなことを、いずれかの段階ではっきりとしなければいけない、このように思うんですよ。

国とか県の動きを見た上でというだけじゃなくて、情報を収集しながら、町としてはこう思うというのを出していくべきだろうなというふうに思いますので、町長としてはですね、発表していくタイミング的なことと、それから最低限こういう条件が整えばその時点で考えをはっきりさせるというようなことくらいは、発表していく必要があるのかなと。

それから、最近、周辺の自治体からも、その運転再開に向けての協議に参加させろという話が県の内外問わず要望としていろいろ報道等されているわけありますので、そのへんも含めてですね、決して焦る必要はないと思うんですが、考え方の方向性は立地町の町長としてやっぱり出すべきであろうというふうに思いますので、そのへんを今現在、なんか考えがあれば、お示しをいただきたいと思います。

それから節電に関してでありますけれども、以前から取り組んでいるということでもありますけども、国を挙げてですね、民間もですね、関東方面に行くとも15%の節電をせよというような方針が国から示されているわけですよ。そういう状況を捉える中で、今までもやっているから現状でいいんだという認識でなくてですね、更に志賀町としてはこういうことをやろうとしているということくらいは計画性を持ってですね、行政だけに限らず町民に対しても、こういう目標を立てたんだから協力してくれというぐらいの姿勢を、マスコミ等にも取り上げられるぐらいのそういう意気込みと

いいでしょうか、そういうことにもぜひ、取り組んでいただきたいと思いますし、それから前からやっているのであればですね、そういう効果がどの程度上がっているのか、そういうことも数値化されているのであれば、それも町民の皆さんに現状はこうであるけれども、こういう目標で頑張りたいということも示していただければと思います。

それから最後ですが、能登中核工業団地の道路の状況については、担当課ではもちろん現地を見てもらってますよね。見てもらってますね。三明側から上がって来るあの道路の状況、見ていただけましたかね。

あれは決して良好な状況でないですよ。あれは早急にああいう状況になる前に、きちっと管理をしておくべきものと思いますので、また、現地を見ながらですね、対応していただきたいと思います。

答弁いただける分だけで結構ですので、ひとつよろしく願いいたします。

櫻井 俊一議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長。

林議員の再質問にお答えします。

まず、停止している発電所の再稼動についてのご質問ですが、現段階では、福島原発の状況等がしつかりと把握できていないので、現段階については、稼動を議論する段階ではないと思いますので、時期についてはこの場で言えることではないと思っております。

しかしながら、先ほども言いましたように、原子力発電所の運転再開に関しては、住民の理解が大前提でありますので、皆さんの意見を、議員の皆様方の意見も聞きながら、慎重に対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、節電についてであります。いろいろなところからお話を聞きますと、北陸電力さんのほうも夏季の電力需要に対しては、どうにか対応できるのではないかとお聞きをしております。

そのような中、やはり何もかも節電、節電ということであれば、元気も出てこないと思いますので、そういう意味でもあまりにも節電を強いるのもどうかと思っております。

しかしながら、国を挙げての取り組みでありますので、町といたしましても、先ほど言いましたように、最大限の取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、中核工業団地の歩道の件についてであります。担当課長が現状を知っているとのことですので、私もそのへんを確認しまして、対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

櫻井 俊一議長 1番 福田 晃悦 君。

福田 晃悦議員 はい、議長。

はい、議長。おはようございます。一番、福田晃悦でございます。

一般質問に入らせていただく前に、東日本大震災によりお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

又、これは私事ではあり大変恐縮ですが、4月24日の町議会議員選挙におきまして、町民の皆様から温かい御支持、御支援をいただき、初当選させていただきました。本日、傍聴にお越しの皆様はもとより、本町ケーブルテレビを通じ、町民の皆様に深く感謝と御礼を申し上げます。

また、この初めて登壇した初心を忘れることなく、若さと行動力で町民の皆様の声を、町政に反映していく所存でございます。

学ぶべき点は、星の数以上にあるかと思いますが、町民の皆様、執行部の皆様並びに職員の皆様方、先輩議員の皆様におかれましては、志賀町を愛する一員として今後とも、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

早速ですが、先の通告に従い一般質問に移させていただきます。大変、緊張しておりますので、至らぬ点がありましたら、お詫び申し上げます。

本日の私の質問は、町長に東日本大震災を受け、本町での防災における取り組みについて、お尋ねさせていただきます。

まず、第1に本町の地域防災計画の見直しについて、ご質問させていただきます。

私は先日、本町ホームページで毎月、月初めに掲載される「町長挨拶」を拝見しました。その中で、5月に被災地である宮城県石巻市、女川町を

実際の間でござ覧になられたことに触れ、町長は「悲惨な被災地を目の当たりにした時、私が最初に感じたことは、自分がこの被災地の首長だったら何ができるだろう。何をすべきだろう。そして、大切な家族や家を失った町民、家族を失った子ども達にどう声を掛けることができるだろう。」という想いを語られておりました。

おそらく、町長はこの被災地であまりにも信じがたい状況を目の当たりにされ、本町でこのような震災が起こりえた場合と重ねて述べられていることだと私は考えました。

私自身、現地での実際の光景は、目にしておりません。ですが、本町出身の私の知人から、福島原発の3km地点に勤務していた最中、3.11の地震が発生し、文字通り「着の身着のまま」逃れてきた状況を聞く機会があり、その時、掛ける言葉さえ見当たりませんでした。

この震災は千年に一度という、まさに未曾有の大震災ではありますが、両親が津波に飲み込まれ、家が押し流され、生活の基盤を失っていく。そのような状況下において、想定外の一言で片付けられるものではない、そのように感じた次第であります。

このような震災を契機に、私のみならず町民の皆さん全てが、本町においても、抜本的な防災体制の見直しを行うべきと切に望むことは言うまでもありません。

林議員、下池議員への答弁と質問が、重複する部分もあるかと思しますので、簡潔にで結構ですので、本町におきまして3.11以降に施行済みの本町での防災対策、及び今後の地域防災計画の見直し等について、町長の御所見をお聞かせいただきたく思います。

第2に、災害時の対応システムのお話になるのですが、4月12日、震災より約1ヶ月経ったころになりますが、総務省より、全国避難者情報システムというシステムを構築することが、全国の都道府県、指定都市に通達がなされました。

こちらにも通達書があるんですけど、これは、分かりやすく説明いたしますと、東日本大震災によって、多くの住民の方々が、被災地より全国の避難地に逃れました。その状況を、被災元、被災にあわれた市町村と避難

元、被災者を受け入れた市町村のお互いが、全国に逃れられた方々を把握するために、総務省が構築を呼びかけたシステムであります。

5月27日現在で、被災自治体であります岩手県大船渡市、釜石市、大槌町を除く、全国全ての1,744市町村で、避難されている方からの情報提供が進み、石川県におきましても、本町を含めます全19市町で、総務省の通達どおり、4月25日までに受入体制が整いました。

しかしながら、この国の作ったシステムは、被災証明書を発行したり、各種の支援に繋がったり、義援金に振り分けるといったこういった業務にはまったく活用されていないのが現状であります。今後、そういった活きた震災対応を可能にしていくには、今日ここでご提案させていただきます被災者支援システムの本町における導入であります。

聞き慣れない言葉ではありますが、とりわけ、先ほども触れました4月12日の総務省からの通達の中にも、避難元の市町村に被災者支援システムの活用について、次のような言葉で言及されております。読み上げます。

「避難元市町村、避難元都道府県から提供された情報及び本人確認情報等を基にして、行政サービスに活用するためのデータベースを構築することが考えられること。その際、財団法人地方自治情報センターが地方公共団体向けに無償で提供している被災者支援システムを利用することも考えられること。」

「利用することも考えられること」と、やや控えめに書いてありますが、実際問題、被災された方々の元に、必要な物が必要な分だけ、必要な時に届くようにするといった災害支援の向上のためには、無くてはならぬシステムであります。

このシステムは、平成7年、阪神淡路大震災を経験した兵庫県西宮市において、大変ご苦労されて現場の方々が開発されたもので、地震や台風などの災害時における地方公共団体の業務をトータル的に支援できるものであります。

3. 11の震災前での導入及び検討されている市町村は全国で227。震災後におきましては310と大変注目が高まっているシステムであります。参考までですが、本石川県におきまして震災前は2、震災後は4とま

だまだ導入が進んでいないのが現状であります。とりわけ、原発立地町である本町は、県内で先頭を切って早期に導入を図るべきと、このように考えますが、町長のご見解をお示してください。

3番目は、災害時要援護者制度についてであります。災害時要援護者制度とは、災害時に一人暮らしのご高齢者やお体のご不自由な方を、近くのご近所の方やその自治会等がサポートしていく制度であります。本町での災害時要援護者制度の整備について、これまでの現状と今後の取り組みについて町長のご見解をお聞かせください。

最後になりますが、4点目は保育園・小中学校における防災の認識についてであります。先ほどの、下池議員の内容と重複するかと思いますので、最近、私が目に留まった、とある記事をご案内させていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。読み上げます。

小中学生の生存率99.8%は奇跡じゃない。想定外を生き抜く力。

「岩手県釜石市では、市内の小中学生、ほぼ全員が津波の難を逃れた。多くの人たちは、これを奇跡と呼ぶ。しかし、そうではない。教育で子どもたちが身につけた対応力が『想定外』を乗り越えさせた。」

月刊「WEDGE (ウエッジ)」5号の特集 「『想定外』を生き抜く力」からであります。

私も手元にございますが、詳細は『想定外を生き抜く力』でインターネットにてご検索いただけますとご覧になれます。本町の防災教育に是非ともご参考にしていただきたく思います。以上です。ありがとうございました。

櫻井 俊一議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長。

福田議員のご質問にお答えをいたします。

今ほどの議員のお話の中にもありましたように、私も先月、宮城県の女川町等の被災地へ足を運び現地の状況を実際に見て、地元町長等から話を聞いてまいりましたが、今回の大震災は当町でも決して他人事ではないと考え、地域防災計画の見直しの検討に入っているところであります。

特に、津波ハザードマップの作成に関しては早急に着手し、本年度中に

完了させて、町内全戸に配布をしたいと考えています。

また、下池議員のご質問にもお答えしましたように、5月末より役場1階に防災特設コーナーを開設し、町のケーブルテレビにて、津波対策と防災教育の2本のビデオ放映を開始しており、さらに、広報で6月号より防災コーナーを設ける等、町民に一層の防災意識の向上・啓蒙を図っていきたいと考えております。

続きまして、西宮市の開発した被災者支援システムについてであります。

このシステムは、震災業務支援システムの中核をなしており、被災者の氏名住所等の基本情報に加え、家屋を含む被災状況全般を管理できるシステムであります。

現在、地方自治情報センターの「地方公共団体業務用プログラムライブラリー」に登録されており、全国の自治体において無料で利用することができます。

福田議員がご指摘のとおり、地震や台風などによる自然災害が発生した場合には、自治体の業務をトータル的に支援できるシステムで、いざというときには、非常に有益なものであると認識をしております。

当町では、平成22年度にバージョンアップされた、このシステムをダウンロードし、既に導入を進めているところであります。

現在、運用に向けた作業を行っており、今後、技術的な課題を解消し、年度内には実質的な運用ができる状態になる予定でありますので、ご理解のほどをお願いいたします。

続きまして、災害時要援護者支援体制についてであります。現在、役場の要支援者台帳や、民生委員の調査による要援護者台帳により対応することとしております。

この情報は、現時点では、各担当部局でペーパーベースにより管理されており、柔軟性に問題があるため、今議会に上程させていただきました補正予算により、情報の一元管理と支援体制のより有効な活用を目指し、各要援護者情報のコンピュータ処理と、地図情報とのリンクを実現し、災害時における支援体制の早期確立と各種の支援団体への迅速な情報提供により、その支援体制の強化を図ることとしています。

続きまして、保育園・小中学校における防災訓練などの取組みについてであります。

保育園では、各園において、「保育園における安全管理マニュアル」を策定し、その中で多種多様な災害状況を想定したうえでの行動計画について記載しており、その計画に基づいて、災害時における安全確保のための基本的な行動を習慣づけるためにも、月毎に災害の種類を変更しながら、毎月、必ず避難訓練を実施しているところであります。

また、今回のような大災害も考慮したうえで、現段階での避難する場所については、先般、各保育園を通じて、保護者の皆様方にお知らせしたところであります。

教育施設においては、現在、町内にある小学校8校、中学校2校をそれぞれ避難施設として指定しております。

小中学校における危機管理対策として、消防法に基づいた火災避難訓練のほか、防犯、地震、原子力等の訓練をそれぞれ年間1回以上、各校で実施しているところであります。

今般の東日本大震災を教訓として、津波、大雨、地滑り等に対する避難訓練強化を図るべく、現在あるマニュアルや津波ハザードマップの配布を行い、より現実的、具体的に実施することにしました。

また、地区ごとの特性を考慮し、防災放送後の初動体制や登下校時の避難対策について強化するとともに、地震、津波を想定した避難訓練を早急に実施するよう各学校に指示をしたところであります。

いずれにいたしましても、災害に対して経験が少ない児童・生徒にとって避難訓練はきわめて重要であり、判断能力の不足から、避難方法を誤ることの無いよう日頃からの訓練をし、災害に備えていかなければならないと考えております。

以上で、福田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 3番 南 正紀 君。

南 正紀議員 はい 議長。

3番、南 正紀です。

今回、一般質問をさせて頂く機会を与えていただきました町民の皆様方

に心からお礼申し上げますとともに、不勉強な発言がございましたら、ご容赦をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、当町における津波対策等の質問をするにあたり、冒頭に東日本大震災の被災者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

津波災害に対する啓蒙活動について質問をさせていただきます。

今般の東日本大震災につきましては、未だに日々新たな死亡者が確認され、福島第一原子力発電所におきましても、次々と被害の広がりが発見される等、地震及び津波による被害はまさに現在進行形であり、収束の目処は立っておりません。

そんな中、原子力発電所立地町である当町におきましても、住民の皆様の防災意識は益々高まっているところではありますが、当町の津波対策は今始まったばかりであり、太平洋側の各自治体と比較して対策の遅れは言うまでもありません。

日本海側と太平洋側、特に三陸地方とでは、津波発生の可能性に大きな乖離があり止む終えない一面もありますが、今後は当町も速やかに対策を講じる必要があります。

志賀原子力発電所に対し、津波に対する対策を要望する一方で、町として、住民の皆様に対する対策の遅れが発生してはなりません。

先の大震災では、想像を絶する人的被害が発生いたしました。その一方で、用意周到な対策を講じていたために、多くの人命が守られたという事実もあります。

例えば、宮城県南三陸町の志津川地区というところにおいては、過去1933年の昭和三陸津波、1960年のチリ地震津波等で甚大なる被害を経験しており、それに対する様々な津波対策が講じられておりました。

自主防災組織を作り避難訓練を実施、詳細な解説付きハザードマップの全戸配布、避難所、避難経路、避難建物の設定等の実施であります。

特筆すべきは、町の随所に津波避難マップを設置するとともに、避難所までの経路を歩道等に明示し、観光客も含め速やかに回避行動が取れるように配慮されていたことでもあります。この取り組みにつきましては、観光

産業に力を注いでいる当町にとっても大変大きな参考となる対策であります。

更には、それら誘導サインを設置するに当たり、住民によるワークショップを立ち上げ、行政と住民が協働で必要な情報を考え、誘導サインのデザインまで行っていたということでもあります。

つまり、これは住民が直接防災に関わる作業を実施することで、防災意識の高揚が図られたことに他なりません。そして、この住民の防災意識の高さが、速やかな津波回避行動に繋がった訳であります。

石川県におきましては、県防災会議内に震災対策部会を設置し、主に地震と津波の対策を見直す方針を示しておりますが、現在のハザードマップで想定する能登半島東方沖を震源とするマグニチュード7.8の地震による浸水地域によりますと、志賀町におきましては3.5mから4.8mの最大浸水標高が想定されております。

それら浸水域には、富来病院や堀松小学校等の公共施設を始め、多くの一般家庭も含まれており、また、米町川周辺の浸水地域は広大なものとなっており、早期に住民の皆様に安心感を与える対策を講じる必要があります。

今般、役場に防災展示コーナーを設置し、ケーブルテレビでの災害対策放送を開始するすとか、津波ハザードマップの作成の着手等、対策が加速されておりますが、今後益々の対策を望むものであります。

さて、私の懸念は、住民の皆様の防災意識がどこまで高まり、それを維持継続できるかといった点であります。今後、行政がどれだけの防災対策を行ったとしても、住民の皆様が常に高い防災意識をもち、有事の際に確実な避難行動をとってもらえなければ人的被害は食い止められません。

2007年に発生した能登半島地震の発生後、金沢大学の青木たつと先生らが輪島市と志賀町の中学生とその保護者及び漁業者を対象に、津波防災に関するアンケートを実施しております。

それによりますと、生徒と保護者が津波回避行動をとったとする回答は22.4%しかなかったとあります。これは当時、津波に対する一般住民の防災意識と知識が欠如していた証でもあります。それに対しまして、漁

業者は58.7%が回避行動をとっております。漁業者は、津波に関する知識や関心が高く、その恐怖感から回避行動に移ったと考えられます。

今回の東日本大震災により、住民の皆様の防災意識が高まったことは間違いありませんが、そのレベルが適切なものであり、実際の津波回避行動に直結するかということについては、検証がなされておられません。

今後の町民の皆様に対する防災意識に関する啓蒙活動、啓蒙教育をどのようにして実施していくのか、町長のお考えをお聞かせ下さい。

次に、先の議員さんと質問が重なる部分がありますが、今回作成される津波ハザードマップにつきまして、ご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

過去の定例会一般質問におきまして、町の空き家対策が度々取り上げられました。空き家につきましては、個人の所有物であり町としては関与しがたい事は十分に承知をしております。

しかしながら、手入れがなされていない空き家は、災害に対して極めて脆弱であり、津波による倒壊は想像に難くありません。倒壊した家屋は、その周辺に更なる被害を拡大させるものでもあります。

また、地震そのものですか、その他の災害で倒壊し隣接する家屋に被害を及ぼす可能性もあり、何らかの対策の必要性を感じます。

今回、ハザードマップを作成するに当たり、作成後、浸水想定地域の現地調査を実施し、危険個所を特定し、それに対する対策を講じる予定はあるのでしょうか。空き家の取り扱いと合わせ、町長のご説明をお聞かせ下さい。

もう一点、今回作成されるハザードマップには当然避難場所等が明記されることになるとと思いますが、マップの詳細としてどの地区が、どの施設がどこへ避難することを指定あるいは推奨するのか、その場合の避難場所への予想到達時間等を織り込むのか等、現段階でどれくらいの詳細が盛り込まれているのか、町長の説明をお願いいたします。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

櫻井 俊一議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長。

南 議員のご質問にお答えをいたします。

まず、津波災害に対する住民の啓蒙活動についてであります。先にも答弁させていただきましたし、今ほど質問の中にもありましたが、役場1階に防災グッズや非常時持ち出し品などを展示した防災特設コーナーを開設したほか、6月1日からは、町のケーブルテレビ「しかチャンネル」にて、津波対策ビデオを1日2回、6月4日より防災教育ビデオを毎週土日に1日3回、放映を開始しており、さらに、広報でも6月より防災コーナーを設ける等の啓蒙活動をしております。

今回作成予定のハザードマップにも、津波の起こる仕組みや避難時の心得、非常持出品のチェックリスト等を記載したいと思っております。

なお、今後開催予定のタウンミーティングや、やっちゃ祭り等いろいろな機会を通じて、町民により一層の防災意識の高揚を図っていきたいと考えております。

次に、空き家の件に関してのご質問であります。

空き家は、あくまでも個人所有物でありますので、確かに町が関与することは難しい問題であります。議員のおっしゃるとおり、空き家は災害に対して弱い面があります。

しかし、空き家を含め、浸水想定区域そのものが危険区域であるため、現地を改めて調査する必要性はないと考えています。

また、今回作成予定のハザードマップへの記載内容についてであります。集落を標高別に色分けした浸水想定区域や津波一時避難ビルを表示するほか、主要な避難所等を記載する予定であります。

なお、避難場所への予想到着時間については、道路状況・移動手段等でスピードが異なるため記載する予定はありませんが、町民の方々には、日頃から、経路を歩いてみる等、確認をしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、津波避難は「より高く・より遠く」が基本であり、ハザードマップを作成すれば万全という訳ではなく、日頃から地震イコール津波という認識を持って、町民一人ひとりが自分の身は自分で守るといった「自助」の心構えを持って頂くと共に、町としても町民の安全・安心のため、一層の啓蒙活動を行っていきたいと考えております。

以上で、南議員へのご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 4番 寺井 強 君。

寺井 強議員 はい 議長。

4番 寺井 強です。まず、本定例会において、一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

先の東日本大震災で犠牲になられた方々に対し、ご冥福をお祈りし、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。また、福島原発の事故により、地震や津波による直接の被害がなかった方々までが、避難生活を強いられるという事態になっており、同じ原発を立地する本町としても、今まで以上に安全で安心して暮らせるような町づくりに向けて取り組まなければならないと痛感しております。

さて、私は少子高齢化の進む町の現状にあって、少しでも町が元気になり、住民の皆さんが明るく暮らせるよう、その一助となるため、先の統一地方選挙において、立候補し、当選をさせていただきました。

私自身は、浅学非才であり、これから多くのことを学ぶ必要がありますが、本日は、これまでに感じたことについて、2点の質問をさせていただきます。

1点目の質問は、高齢者の健康づくりについてであります。

私は、平成16年に「グループホームすみよし」を立ち上げ、これまで高齢者の介護という現場に向き合ってきました。

その中で感じることは、人間の高齢化は避けられないものの、その生活様について、もっと改善する点があるのではないかと、また、生活習慣病や介護予防が、これからの高齢化社会にとって重要なキーポイントであるということです。

現代は、「高齢者は、体が弱ったら施設や病院へ」という風潮が見られ、これによって、医療や介護に要する費用が膨張し、財政を圧迫します。財政が圧迫されれば、住民に対する福祉向上の施策が抑制されるという悪循環に陥ります。また、これから、団塊の世代が高齢化に向かってスタートすることになり、高齢者を抱える家庭では、その負担がますます大きくなります。

こうした悪循環を抑制するためにも、健康で生き生きとした高齢者を育てるという施策が必要だと考えます。

これまで、健康ウォークや健康クラブ、グループ教室、羽衣大学など高齢者に対する施策はたくさんありますが、それぞれ単体での事業であり、真に高齢者の健康づくりや日常の生活改善に反映されているかという点で疑問であります。

それぞれの事業が、補助金やメニューの違いなどから、所管する課が健康福祉であったり、生涯学習であったりするのかもしれませんが、対象者にとっては、まったく関係のないことであり、行政として、高齢者の健康づくりをどう捉えているのかということです。口では、連携、連携と言いますが、実態はどうでしょうか。

連携を強調するならば、健康福祉課、生涯学習課、関係する課を交えてこれらの事業の年間のスケジュールを作成し、カレンダーとして配布するなど、より住民の立場に立った効果的な施策の実行を求めます。

そして、その施策が有効に機能したかどうかの検証を行い、不足する部分は補い、無駄な部分は省くという手法により、施策の充実を図ることが必要ではないでしょうか。

今年3月の新聞報道にありましたが、町では、金沢大学と協定して、幼児から高齢者までの生涯一貫型の住民の健康づくりに取り組むとしており、私もその取り組みには、大いに期待するところであり、こうした事業との連携も必要と思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

2点目は、地元の起業家に対する支援についてであります。

過疎化に悩み、低迷する経済を立て直すためには、雇用の創出が不可欠であり、そのため、中核工業団地等への企業誘致活動に努力していることは承知しておりますが、日本全体が不景気な今、能登半島という地理的条件や若年者の労働力不足などから、現実問題として大規模な工場誘致は、非常に厳しい状況にあります。

町では、中核工業団地や堀松工場団地への進出企業に対して、補助金の交付や税制の優遇措置を設けておりますが、そうした大規模な工場だけでなく、例えば、小さな規模でもやる気のある人で、新たに事業を興そうと

する起業家に対する支援制度の創設を考えてはどうでしょうか。

やる気のある人の芽を育て、小さくても雇用機会が増えることに対して、町としてもバックアップすべきと思いますが、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

以上、2点について質問させていただきましたので、町長の明快な答弁をお願いいたします。

櫻井 俊一議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長。

寺井議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在当町が実施しております高齢者の健康増進施策についてのご質問であります。

ご存知のとおり、高齢者のみならず健康増進事業は町民全体にとっても最も重要なことのひとつであります。高騰する医療費の抑制も一つの目的ではありますが、健康で長生きすることこそ、人間にとって大切なことであり、尊厳を保てるものと考えております。

当町では、これらの実現に向けて、時代の要求に応じた各種の健康増進事業を実施しており、その内容は、高齢者が持つそれぞれの状況に応じた内容のものを行っております。

議員がご指摘するように、健康ウォークや羽衣大学など単発な事業もありますが、決して無駄ではなく、それぞれ個々の事業としての意義、効果はあると考えております。

また、高齢者が抱える健康状況や家庭環境は千差万別であり、それぞれの状況、必要に応じた健康増進プログラムがあっても良いものと思っております。

健康福祉課所管の事業や生涯学習課所管の事業は似ているものもありますが、そのほとんどが事業対象者も違えば内容にも相違があります。当然、寺井議員おっしゃるとおり、連携を図れる部分は連携しなければならないと思っております。しかし、それぞれの事情に応じて実施することも、より効果がでてくるものと考えております。

年間スケジュールカレンダーにつきましても、利用者の方々に分かり易く

することが一番と考えており、一括するのは各事業の目的、性質、対象者が異なるため困難であるのではないかと考えられます。

続きまして、金沢大学との連携による健康づくり事業については、最終的には20年間の事業継続を予定しており、最初の5年間については、モデル地区を選定し、これらの地区について健康づくりの動向を見定めながら、以後は全町を対象として実施をしていく予定であります。

事業内容の中で、健康診断、結果の事後説明、健康講演会、それぞれに応じた健康増進事業の推進等の連携が計画されておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、地元の起業家に対する支援についてであります。

近年の企業を取り巻く経済社会の環境は、情報通信技術の進展や金融制度など、経済面からの支援や会社法の施行などによる経済社会のインフラ整備が進み、新規事業や起業家が生まれやすい社会風土づくりがなされてきました。

こうした中、創造力に富む起業家の積極性は、その市場を一段と成長させ、中小企業の積極的な活動が技術革新を促しております。

さて、寺井議員ご質問の地元の起業家に対する支援と言うことですが、国においては融資・保証・補助金・法律に基づく支援などベンチャー企業向けの支援制度があります。

石川県では商工会連合会や中小企業団体中央会等において、起業条件の整備や融資相談などのサポートをしております。

また、町では当町に在住し、起業しようとする方への直接支援制度はありませんが、ここ志賀町から小さくてもやる気、元気のある起業家が一人でも多く誕生することは、雇用対策はもとより町全体の活性化に繋がるものと思います。

しかし、業種、業態があまりにも広範囲に及ぶことや住民サービスの公平性、更には、現在の町の財政状況を勘案すると大変厳しいものがあることから、志賀町の次世代を担う起業家に対し、直接の支援は難しいものと考えております。

なお、町といたしましては、関係機関と連携をし、起業しようとする

方々に、側面より支援していく所存でありますのでご理解下さいますようお願いいたしまして、寺井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 5番 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 はい 議長。

4年ぶり18回目の一般質問に立てる場を提供していただきまして、感謝いたします。4年間で16回の定例議会がありますが、全議会で質問をする予定でいます。

今回は3点について質問していきます。

最初に県道富来輪島線の拡張問題です。これは第一義的には県政の問題ですが、この道路は稗造地区の人に限らず、多くの町民にとって生活道路としての機能が大変大きな比重を占めています。ですから、町としても重点課題として県に要望していくべきであり、また、おそらくそうしてきたことと思います。

私が熊本県水俣市から切留に帰ってきて、はや28年になろうとしています。去年は、わずか半年の間に同じ箇所が土砂崩れを起こし、3回も通行止めになりました。このようなことは初めてです。その時は門前町を迂回して富来に出たり、仕事を休んだりしたこともありました。

また、修復が済んだばかりなのに雨が降ると、同じ箇所からの土砂の流失が続いており、根本的な修繕が必要とされています。

この富来輪島線は4年前の能登半島地震では、国道249号線の迂回路として頻繁に利用されました。防災上も極めて重要な道路ですので、全体の拡充も含めて、県への重点要望課題として取り組むべきだと思いますが、町長の考えをお聞きします。

2番目に、高浜地区の異臭問題についてです。3月議会でも一般質問で取り上げられていますので、その後の解決に向けた進捗状況をお聞きします。以前よりは異臭も少なくなったという人もいるようですが、この3年間ほど私は、週に3日羽咋へ通っております。やはり気になります。

繰り返して言うまでもなく、町の中心部での問題だけに、当事者と真摯な話し合いをし、解決に向けて全力を傾注する時期に来ております。

この問題については町長も最重要課題と位置付けているようですから、3月議会以降の取り組みと解決の目処をいつ頃と予定しているのか、明示していただきたいと思います。

3番目に原発問題についてであります。

世界最悪のレベル7となった福島原発事故、原発立地町に住む私たちにとって志賀原発に今後どう対処していくのが町政の最重要課題となってきたことは間違いありません。どれだけ立派な町づくりをしていこうとしても、原発事故の前に、全てが無となるどころか、志賀町自体が無くなることを容易に想像させてくれる事故でした。

日本一美しい村と言われた「飯舘村」の現状をどう表現してよいのでしょうか。言葉を失います。事故の早期終息を願っていますが、現実には相当厳しいと言わざるを得ません。

地震列島にそもそも原発実験やってはならないと、早くから警鐘を鳴らしていたのは、地震予知連絡会の会長を10年も勤めた東大名誉教授の茂木清夫さんでした。また、「日本の原発は地震付き原発。そんなのがあっては困る。地震列島における本質的な安全性とは、原発が存在しないことだ。」と「原発震災」の警鐘を鳴らし続けたのは、神戸大名誉教授の石橋克彦さんです。地震と津波は天災だが、原発震災は人災だとよく言われております。そのことを証明したのが、今回の福島原発事故でした。

また、私は1号機、2号機の原発差し止め訴訟の原告として、20年にもおよぶ裁判をしてきました。この2号機訴訟は、日本で初めて勝った判例として法曹史に残るものと思います。

裁判で勝った要因は地震でした。その判決文は今も色あせることはありません。「北陸電力の想定を超える地震が起き、その時は電力のいう多重防護は役に立たず。原告の最も遠方の熊本県の水俣市の原告についても許容限度である年間1ミリシーベルトを超える被曝の恐れがある。」と今日の状況を予測しています。また、1号機訴訟では、「原発は負の遺産」であると判決文に明記されています。

絶対に事故は起きない、万が一起きても5重の防御があるから放射能が外に漏れることはない。「止める・冷やす・閉じ込める」と国と電力会社

は言い張ったのですが、現実はどうでしょうか。すべて嘘だったことがばれてしまったのです。莫大な量の放射性物質を内部に「閉じ込める」ことができる完全な技術はないことが証明されたのです。

原発事故は起き、原発は爆発し無残な姿をさらけ出すだけでなく、人は近付くこともできず、その事故の状況すらつかめない日々が何日続いたのでしょうか。農林水産業や商工業も含めて地域経済に計り知れない影響が出ています。原発が一度事故を起こすと取り返しのつかない事態に陥ることを改めて思い知らされたのではないのでしょうか。しかも、止まっている原発でも危ないということまで知らしめました。

このような実態を毎日見たり聞いたりする中で、多くの町民の皆さんはこのままだと私たちも同じ運命をたどり、2度とこの古里に戻れることはないと感じたと思います。

原発立地町の双葉町らの町民の中には、避難先が2度3度と変更になった人も多いようです。流浪の民とならんとも限りません。

昨年5月28日、チェルノブイリ原発事故の時5歳で被曝した、ウクライナの歌姫といわれるナターシャ・グジーは、志賀町文化ホールで静かに語りました。

「事故は夜中に発生し、大事故と知らされず、翌日は外で遊び生活していた。次の日『2、3日で帰れるから』と言われて、荷物を持たず、町を離れたまま戻れない。古里には何も残らず、健康被害など悲劇は20年以上たっても終わらない。忘れることで人間は同じ過ちを繰り返す。忘れないで、繰り返さないで下さい。」と。その現実が25年目に福島で再現されてしまったのです。

都合の悪いことは想定せず、ハードルを低くして原発を54基も地震列島に作ってしまったのです。今未曾有の大事故を経験した私たちは、今後どうしていくのか、考え、議論していく時代に来ています。

下請けの弱い人たちの犠牲の上にしか成り立たない原発、人の犠牲の上に立った生活を謳歌してよいのかと私たちは今、鋭く問われています。

福島原発事故に対しては、様々な角度からさらに分析を加えて検証していかなければなりません。事故当初隠されていたことが、最近、次から次

へと明らかにされています。それでも全て情報を公開し、事実が明らかにされているとは誰も思っていません。国会議員がテレビで福島の子供たちを早く逃がしてくださいと言っている現状を見ると、未恐ろしくなります。

この間の福島原発事故を受けて、町長の新聞報道での発言や1日の提案理由説明を聞いていますと、町民のことを大変心配しての発言と私は見えています。そこで、福島原発事故を見ての感想や、事故対応についての国や東京電力に対する現時点での評価を具体的に聞いていきます。

福島原発事故を見ての、町長の率直な感想はどのようなものでしょうか。また、特に、保安院と東京電力のこれまでにについての評価を聞いていきます。

具体的に言いますと、国と電力会社はこのような事故は絶対起きないと言ってきたこと。また、自主避難という行政責任を放棄したような避難指示、そして、避難指示の遅れ。学校の校庭の放射線が当初20ミリシーベルトでも構わないとした基準値。これは一番敏感な子供に大量の被曝を強いることとなっていますが、町長の評価をお聞きします。

3番目に、避難地区となった原発立地町などの住民の避難の状況。おそらく再び家に戻れない人も出てくるかと思いますが、これを見ての感想をお聞きします。

次に、地元との関係で聞いていきます。北陸電力のこの間のトラブルの多さは、町長も「たるんでいる」という端的なコメントで理解できますが、再度感想をお聞きします。

今回の選挙期間中や選挙後に初対面の人も含めて、多くの皆さんより原発を止めて欲しいという声を聞きました。また、票以上に支持している人がいますとわざわざ声をかけてくれた人もいます。今までにない多くの方が原発に疑問を感じ、福島の現実におが身を重ねていることは間違いありません。町長もおそらく折に触れて聞いているかと思いますが、この声をどのように受け止めているのか、お聞きします。

町長のこの間の発言「原発神話は崩壊した。想定外の地震が起きた。マグニチュード9以上を基準とする時期が来たのではないか。」「マグニチュード9以上を想定した耐震評価が必要」「事故原因が究明されるまで

は云々」という発言は、これは額通り受け取っていいのでしょうか。

また、町長の提案理由説明を聞いていますと、志賀原発は数年間くらい動かすなど言っているように聞こえますが、そう理解していいのでしょうか。歯切れのいい答弁を期待し、私の質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 堂下議員の質問にお答えをいたします。

まず、県道輪島富来線の早期拡張についてであります。1.5車線整備計画を15箇所予定しており、そのうち昨年度までに7箇所が完成しております。今年度も1箇所整備予定であり、事業の早期完成をめざすため、地元のまちづくり協議会と用地交渉等を含め、協議を行いながら順次進めている状態であります。

また土砂崩れの場所は、早急に復旧を県にお願いし、応急仮工事を行いました。その後、土砂崩れが大小合わせて3回程度あり、土砂の撤去をいただいているところであります。これらを含め、県に早急に対応するよう強くお願いしているところであります。

また、鶴野屋から今田間の林道を随時、碎石等を補給し、地元の方々の協力を得ながら、迂回路としても通行できるよう整備し対応していきたいと考えております。

次に、高浜地区の悪臭問題についてであります。

事業者への指導内容に関しましては、町・県・関係機関が連携をしまして、毎月2回の立入調査を実施しております。その中で臭気の発生を抑制するための方策、餌、敷材の交換、堆肥の運搬、堆肥の攪拌等について、その都度、現地で指導及び意見交換を実施しております。

事業者も悪臭の抑制に努力をしていることも事実であります。立ち入り調査から糞尿の堆肥舎への移動時や堆肥舎から堆肥舎への移動時、堆肥の攪拌時には、強い悪臭が発生をしていると考えられるので、現在は、その点について、重点的に指導を行っており、臭いがした日には、どのような作業をしたかを確認し、改善の指導を行っております。

なお、解決の時期は、明示できませんが、私の公約でもありますので、できるだけ早期の解決に向けて、対応できるよう取り組んでいきたいと考

えております。

続きまして、原発震災を見ての感想についてのご質問であります。まず、福島第一原子力発電所事故につきましては、近隣住民はもとより、国民全体が強い憤りと原子力に対する不信感を持っているところであり、予断を許さない厳しい状況が続いております。

原子力発電所が立地する当町といたしても、今回の事故は決して他人事ではなく、今後の動向を注視するとともに、一日も早い収束を願うものであります。

続きまして、国と東京電力のこれまでの対応の評価についてであります。詳細につきましては詳しくは解りませんが、報道等を見る限りでは、国と東京電力の意志の疎通が十分ではなく、国民に不安を与える原因の一つとなっていると感じますので、決して良い評価はできないと考えております。

また、学校の校庭の放射線については、その根拠となった詳細が解らないので評価のしようがありません。国と東京電力には適切な時期に適切な情報を開示し、判り易い説明をすることによって、住民の安心に繋がるようにすべきであると考えています。

続きまして、原発立地町などの避難状況についての感想であります。避難区域となった地域の状況をテレビ・新聞等で見るたびに、一人の国民として避難住民の精神的・肉体的疲労・苦痛は計り知れないものがあり、何度も言うようですが、一日も早い事故の収束を願っております。

続きまして、志賀原子力発電所においてトラブルが続いたことは事実であり、町として大変遺憾に思っております。

北陸電力は、人為的ミスではないと説明していますが、それに関わらず、北陸電力や関連企業の社員には、原発というものは、一步間違えると甚大な被害をもたらすという認識を、改めて強く持ってもらいたいと思っております。

さらに、微細なミスでも度重なれば町民の信頼を失うことも認識し、なぜミスが起こったかを十分掘り下げ、二度と繰り返さないよう努めていただきたいと考えております。

続きまして、町民が志賀原発を止めてほしいと要望しているが、どのように受け止めているかとの質問であります。そういった意見がある事は聞いております。そのことを十分に踏まえて、今後、対応していきたいと考えております。

次に、私の発言についてのご質問ですが、福島原発の事故発生直後は、原発の安全神話が崩壊したと感じ、想定外の地震が起き、マグニチュード9程度を想定する必要があるとのことでありましたが、これは、今まで以上の耐震評価が必要ではないかと考えたものであります。今後は国から示される指針を基に、判断をしたいと考えております。

続きまして、提案理由説明の志賀原発についてのご質問であります。志賀原子力発電所の運転に関しては、住民の理解が大前提であり、現時点では、再稼働を議論する段階ではないと考えています。

いずれにいたしましても、私のすべき事は、町民の安全・安心を確保する事であり、生命・財産を守る事、そして、より豊かな生活環境を提供する事にあると考えています。

志賀原子力発電所の問題は、この大きな命題の中で志賀町にとって非常に重要なウエイトを占めるものであると認識をしておりますので、今の時点で良いとか、悪いとか言えるものではない事は十分ご理解いただけたらと思っております。

私は、今後、国・事業者、そして被災地の現状を十分に検証し、どのような判断をしていけば良いか、いろいろな情報を収集し、ご意見を賜りながら、町民の立場に立った町政の執行にあたっていかなければならないと考えています。

以上で、堂下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 5番 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 はい 議長。

県道輪島線につきましては、中身をこちらにも心得ておりますのでよく分かりました。

2番目の悪臭問題につきましては、鋭意努力されることと思えますけど、今期の町長の任期は、あと2年数か月ですから、次のことは分かりません

けれども、とにかく今期の任期中にということでは理解してよろしいでしょうか。

それと原発問題についてですけれども、いわゆる福島各小学校での校庭での20ミリ問題と言いますのは、今まで一般の人は年間1ミリと、これは大きく言われていました。

それが、いつの間にか、1ミリから20ミリの間になったということもありますし、また、情報が無いというのも、これは本当は、私たちが情報をいろんなところから取って、新聞報道はもちろんですけれども、そういう中から、いろんなことを今の時点で判断をしていかないといけません。

しかも、国なり保安院の今までの基準がすべて覆されたということもありますので、国の指示を待っていても、国がきちっとした反省をして、初めてごめんなさい。ごめんなさいという表現は、言葉として変ですけども、今までの基準には誤りがあったと。どういうことで誤りがあったのか、それをこういう形で直しますということがない限り、一般的に国の指示待ちということは大きな過ちを犯すことになるだろうと。

福島県の自治体の中でも、自治体が率先をして避難指示なり、あるいはまた、避難の防災計画を建て直すとかも始まっていますので、その辺をも含めまして要望いたしたいと思います。

情報は待っていても来ませんので、これはやはり、いろんな意味で、いろんな情報を通るようにお願いしたいと思います。これはまた、私達も努力して協力を求められれば、どれだけでも協力しますので、以上を要望いたします。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 堂下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、異臭問題についてでありますがおっしゃるとおり、私の任期は4年であり、任期中には何らかの形を示したいというのが、私の考えであり思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

そして、原発についての情報などについてということではありますが、今後、町といたしましても、当然しっかりとその情報収集をし、対応してい

きたいと思いますので、ご理解をしていただきたいと思います。

櫻井 俊一議長 2番 稲岡 健太郎 君。

稲岡 健太郎議員 はい 議長。

2番 稲岡 健太郎でございます。

初めに新人議員として、この町議会議員の議場において、一般質問させていただく機会を与えていただいた皆様に、感謝を申し上げますとともに、これから一層の精進をこの場で誓いたいと思います。

たいへん緊張しておりますので、不調法な点多々あるかとは思いますが、私自身が疑問に思ったことを誠心誠意質問させていただきますので、よろしくご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

原子力発電所における事故と賠償の問題について、お聞きいたします。

去る4月の町議会議員選挙では、多くの方々に原子力問題についてのご意見を頂きました。また、連日のテレビの報道をご覧になられたり、ご自分でお調べになられたり、住民の皆様の原子力というものに対する関心が非常に高まっているのが現状であります。

先の議員の方々のご質問にもありましたが、この度の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所での事故による放射能漏れによって、農作物が出荷制限を受けたり、また、風評被害を受けたりして被害を被った農家の皆さんや、営業に支障をきたした企業の方々、また避難・屋内退避指示を受けた住民の方々などへの損害賠償額は、総額1兆円とも2兆円とも言われており、その甚大な額は未だ定かになっておりません。

ここで昭和36年に制定され、平成21年4月に改正された原子力損害賠償法、いわゆる原賠法と呼ばれる法律の中の規定では「原子力事業者、つまり電力会社は、原子力損害に関して無制限の過失賠償責任を負う」とあります。

今回の福島事故では、賠償責任を負う東京電力さんの支払い能力をはるかに超える損害額となる公算が大きいため、賠償に際し、おそらく公的資金による支援が避けることができないと思われます。

ここで電力会社がすべて支払うか、国が支援するかの議論が起きておりますが、すべてを国や電力会社の責任にして、原子力発電所の立地自治体

の責任は不問となっております。

ある世論では、交付金や税金での優遇を受け、原子力発電所のリスクを負う代償として多大な利益を享受してきた自治体に、事故が起きた際の賠償金として、また新たに公的な資金が投入されるということに対しての不満、公平性にかけるのではないかとの意見も耳にしております。

被災者への賠償金というものは、当然支払われるべきものだと思いますが、しかし、同じ10キロメートル圏内や20キロメートル圏内の他の自治体と比べて、原発を誘致し、多くの恩恵を受けてきた志賀町として、現在まで受けてきた優遇措置と事故の際の賠償について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

なお、石川県は、この度の大震災を受けて、4月の定期人事異動で、危機管理監室に部長級を2名配備したほか、増員を図り体制を強化しました。それに加え、先月31日の北國新聞3面に掲載されていた記事によりますと、津波対策等の地域防災計画の見直しに加え、原発立地県として原子力対策面でも重要度が増してきたことから、6月1日付の人事異動でさらに管理監付課長1人新設し、危機管理部門の体制を石川県は一層強化しています。

志賀町においても、今後、県内唯一の原子力発電所の立地町として、原子力防災計画はもとより、地震対策・津波対策等の地域防災計画の抜本的な見直し等、危機管理体制の強化が急務と思われれます。

そこで、当町の危機管理体制の現状と今後の方向性が私個人としては、気になっているところであります。

また、それに関しまして、志賀原子力発電所の運転監視については、原子力安全・保安院の職員が、志賀オフサイトセンターに常駐し、日頃より運転状況の監視や指導をされております。が、それとは別に、立地の当事者である当町では、原子力発電所の運転状況監視について、どのような取り組みを行っているかも気になるところではあります。

原子力政策やエネルギー政策というものは、たしかに国策ではありますが、地方分権・地域主権が推進されていく中で、市町村独自の対策が不要という訳ではないと考えます。ましてや、当町は全国でも20あまりしか

ない原子力立地自治体の一つである訳ですから、他の地方自治体に先駆けて、原子力に対する独自の方向性を示す意義は非常に大きいと考えます。

以上、原子力発電所を負の遺産としないためにも、国、電力会社、立地自治体が一体となって、今後、より活発な議論を交わすことを期待いたしますとともに、今回の福島東北大震災の被災者の皆様に、お見舞い申し上げます、私の質問を終えたいと思います。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい 議長。

稲岡議員のご質問にお答えをします。

原子力損害賠償法の適用については、今後、国により適切な判断がなされると思います。

確かに、原子力発電所を立地した自治体は、国から多額の補助金を受け、発電所からの固定資産税等により税収が増え、地域住民の福祉向上のため多くの事業を実施していることは事実であります、原子力事故の損害賠償と補助金や税金収入の有無とは別問題であると考えております。

ただ、家を無くし、店を無くし、農作物や家畜を見捨てた上、一番大切な家族まで無くしてしまった被災者の事を考えると一人の人間として心が張り裂ける思いであります。

今後は、国か東電かはともかく、一日も早く被災者に賠償方法・賠償額・時期を提示すべきと考え、一人ひとりに適切な対応がされることを望むものであります。

なお、ただ今のご質問の中でも触れておりましたが、現状の危機管理体制と発電所の運転監視についてであります、石川県が地域防災計画の見直しに向けて、危機管理体制の強化を図っていることは承知しております。

当町においても、原子力防災計画を含めた地域防災計画の見直しは急務であり、危機管理部門を強化し、津波ハザードマップの作成等防災計画の見直しの準備にかかっております。

運転状況監視についての志賀町としての取り組みについては、町の職員が週に2回、県の原子力監視センターに出向き、モニタリングデータの収集・分析や点検記録の確認を行っているほか、月に2回、実際に発電所に

立入りし、中央制御室で運転状況や検査記録等の確認を行い、発電所内の他の施設についても必要に応じ、確認を行うなどして運転状況の監視に努めております。

また、トラブル等が発生した際には、直ちに県と共に臨時の立入り調査を実施するほか、迅速な状況の把握に努めているところでもあります。

そして、原子力発電所を誘致した自治体の責任についてということではありますが、私としては誘致した自治体として町民の安心・安全を守り、事故が起こらないようしっかりとした体制や監視を続けていかなければならないということも付け加えて、稲岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 以上をもちまして、質疑及び一般質問を終わります。

日程第2. 町長提出 報告第1号ないし第12号及び議案第47号ないし第51号

(委 員 会 付 託)

櫻井 俊一議長 次の日程に入り、報告第1号ないし第12号及び議案第47号ないし議案第51号は、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

(休 会)

櫻井 俊一議長 続いて、休会の件について、お諮りいたします。

委員会審査等のため、明8日から13日までの6日間は、休会としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

したがって、明8日から13日までの6日間は、休会とすることに決定しました。

次回は、6月14日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

(午後0時4分散会)
